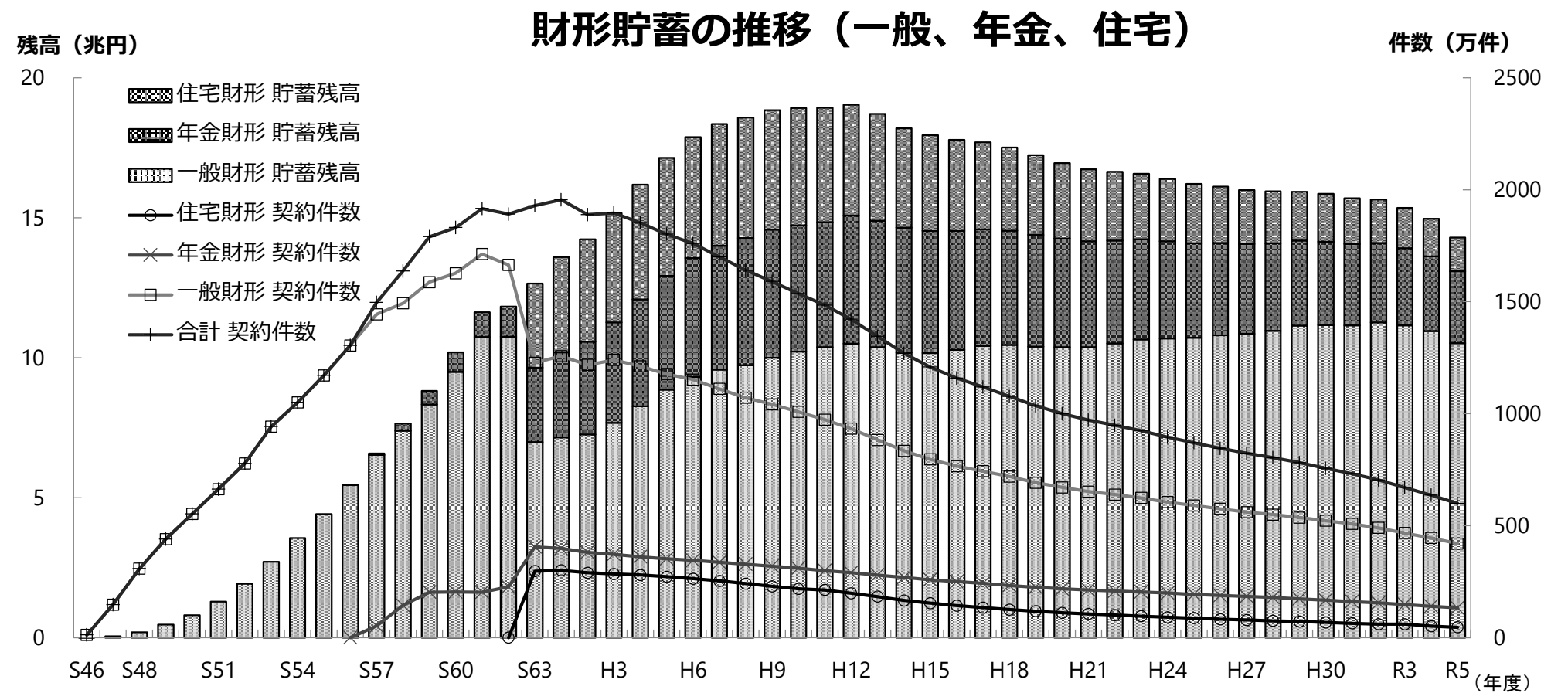


財形制度をめぐる状況について

1. 財形貯蓄制度の実施状況について

○令和5年度の財形貯蓄の契約件数は599万件、貯蓄残高は約14兆3千億円となった。



(単位：千件、百万円)

年 度	一般財形貯蓄		財形年金貯蓄		財形住宅貯蓄		合 計	
	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高
令和 元 年度	5,075	11,157,306	1,609	2,907,892	637	1,626,107	7,321	15,691,306
令和 2 年度	4,897	11,262,949	1,546	2,836,386	600	1,550,509	7,043	15,649,845
令和 3 年度	4,669	11,157,940	1,475	2,753,595	554	1,442,332	6,698	15,353,867
令和 4 年度	4,447	10,951,501	1,404	2,669,717	511	1,343,307	6,363	14,964,524
令和 5 年度	4,203	10,517,367	1,330	2,572,426	461	1,197,480	5,994	14,287,273

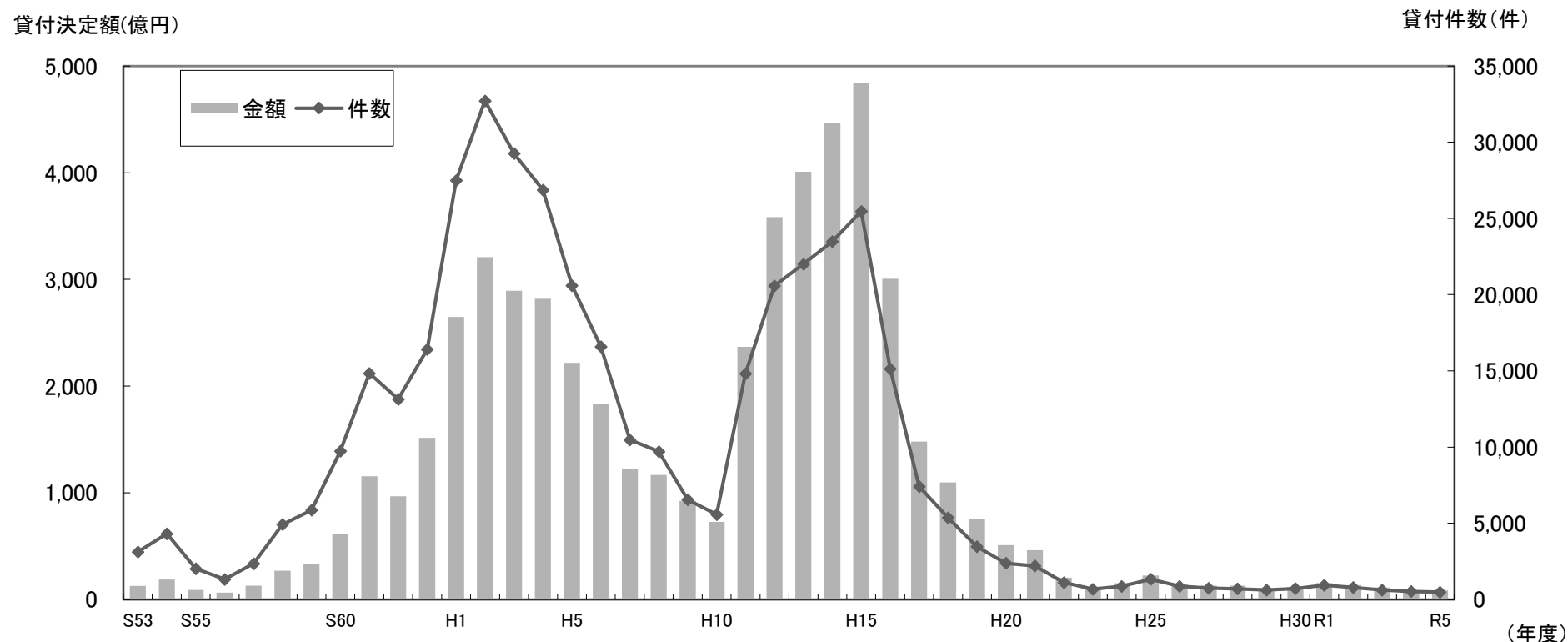
資料：厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課調べ

注：件数及び残高は各年度末の数値である。

2-1. 財形持家融資制度の実施状況について

○令和5年度の財形持家融資は、貸付決定件数が475件（前年度比91%）、貸付決定額は83億円（前年度比97%）となった。

○財形持家融資の推移



【過去5年度分の実績】

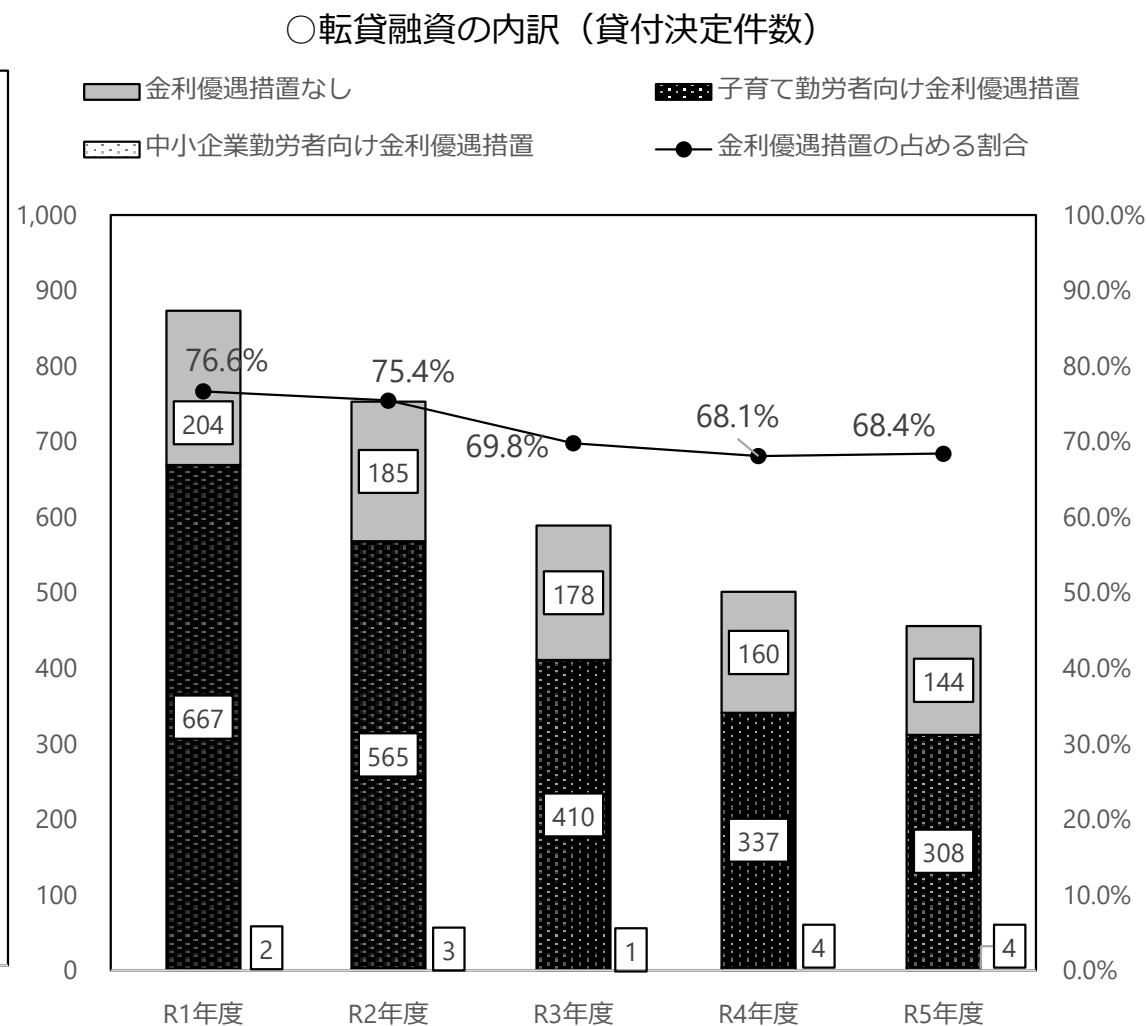
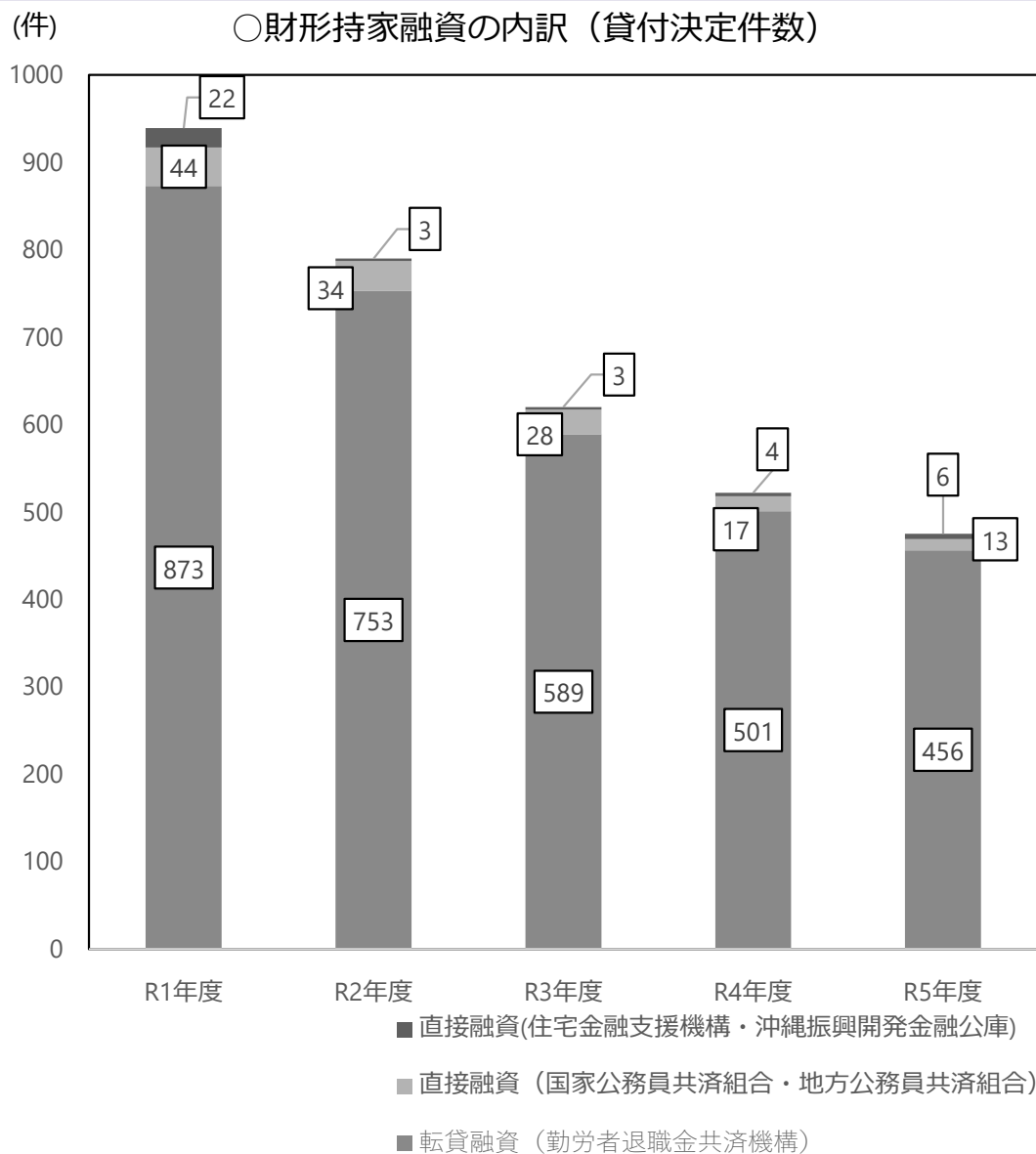
年 度	貸付決定件数	貸付決定額	融資残高
令和 元 年度	939	15,402	564,173
令和 2 年度	790	13,400	507,150
令和 3 年度	620	11,065	451,606
令和 4 年度	522	8,559	401,188
令和 5 年度	475	8,322	351,704

(単位：件、百万円)

※厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課調べ

2-2. 財形持家融資制度の実施状況について

○令和5年度に勤退機構が貸付決定を行った、財形持家融資（転貸融資）に占める子育て勤労者・中小企業勤労者向け金利優遇措置を利用する割合は、約7割であった。



3-1. (独) 勤労者退職金共済機構の取組み

(独) 勤労者退職金共済機構 第5期中期目標【令和5年度～令和9年度】(抜粋)

(1) 融資業務の実施

勤労者世帯の持家取得について、勤労者の生活の安定に資するため、融資業務を実施すること。また、勤労者に対して提供するサービスの質を向上させるため、職員研修を実施すること等により審査業務を的確かつ迅速に処理するための取組を行うこと。

(2) 利用促進対策の効果的实施

財形持家融資の関係機関等と連携しつつ、財形持家融資利用者の動向とその要因を踏まえた利用促進対策に取り組むこと。

特別な支援を必要とする利用者への特例措置については、政府方針を踏まえ適時適切に見直しを行いつつ、引き続き行うこと。

(3) 財務運営

自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。剰余金は、金融リスクへの備え、政府方針を踏まえた特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直し、融資業務の体制強化等に充てること。



(独) 勤労者退職金共済機構の中期目標達成に向けた主な取組み【令和6年度】

- 子育て勤労者・中小企業勤労者への金利優遇措置を延長（予定）
- 勤労者退職金共済機構の中退共事業本部で実施した、中退共未加入事業主に対する説明会において、財形制度を説明・導入勧奨
- 働き方改革推進支援センターの説明会において財形持家融資制度を周知
- 情報誌へ財形持家融資の広告掲載
- SNSへの投稿で財形持家融資制度等を紹介

3 - 2 . (独) 勤労者退職金共済機構の取組み

第5期中期目標 (令和5年度から令和9年度) の指標	令和5年度の実績
1 融資業務の着実な実施	
● 貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から <u>平均5業務日以下</u> とする。	平均4.22日
2 利用促進対策の効果的实施	
● 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を <u>合計1,800件（うち令和5年度においては380件）以上</u> とする。	456件
3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携	
● 中退共の未加入事業主に対する説明会等あらゆる機会をとらえて、 <u>毎年度30回以上</u> 、財形持家融資制度の利用促進を図る。	34回開催

4-1. 普及広報活動の事例（令和6年度）

令和6年度において、新たに、以下の取組を実施した。

- ・財形制度の周知用リーフレットを作成し、厚労省HPへ掲載。インターネットバナー広告を実施。
- ・全国の労働局に対し、学生等への労働法教育の実施等に併せた財形制度への周知を依頼。

○ 制度周知用リーフレットの作成及びインターネットバナー広告の実施

- ・財形制度周知のためのリーフレットを3種類作成し、厚労省HPに掲載。

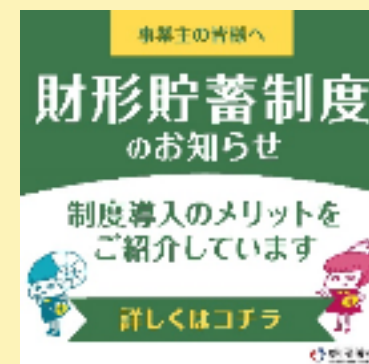
全年齢層向け

ミドル層向け

事業主向け



- ・財形制度を紹介するインターネットバナー広告を実施。
(令和7年3月3日～3週間程度)
※ バナーから左記のリーフレットや機構の財形制度特設ページにリンク



- 学生等若年者への周知を図るため、全国の労働局に対し、労働局HPや、労働局が大学等において実施する労働法教育（労働法についての講義等）等において、可能な範囲で財形制度についても周知することを依頼

4-2. 普及広報活動の事例（令和6年度）

<厚労省公式SNSへの配信>（※ 括弧内の数字は、Xの表示回数）

- ・ X（旧twitter）、facebook に、4～7月に月1回制度紹介（4月（財形制度全般 3万回）、5月（財形年金 3.1万回）、6月（財形住宅 2.6万回）、7月（財形融資 2.3万回））の他、財形融資の金利引下げや災害特例金利について、随時紹介を行った。

<厚労省メールマガジンへの掲載>

制度紹介及び社内制度の拡充を推奨

人事労務マガジン

- 令和7年1月特集号
 - ・ 財形貯蓄、財形持家融資の制度全般について紹介
- 令和7年2月定例号
 - ・ 定年後再雇用の方等でも社内規定を改正すれば財形貯蓄を続けられることについて紹介
- 令和7年3月特集号
 - ・ 新入社員への財形制度の周知、加入案内の実施依頼及びリーフレットの紹介



多様な働き方の実現応援サイトメールマガジン

- 令和6年6月
【従業員の財産形成を支援しませんか？「勤労者財産形成促進制度」のご案内】

<中小企業等に向けた利用促進>

- ・ 勤退機構の中退共事業本部で実施した、中退共未加入事業主に対する説明会において、財形制度を説明・導入勧奨（令和6年度 24回予定、20回実施 704社参加（令和7年1月末時点））
- ・ 働き方改革推進支援センターの説明会において財形持家融資制度を周知（7回実施）
- ・ 情報誌へ財形持家融資の広告掲載

5. 財形制度を利用しやすい制度とするための取組み

(1) 財形貯蓄

■ 財形住宅貯蓄の適格払出に関する床面積の要件の特例の延長

・床面積要件

住宅の新築又は建築後未使用の住宅で、「長期優良住宅・低炭素住宅」、「ZEH水準省エネ住宅」、「省エネ基準適合住宅」で、令和6年12月31日までに建築確認を受けたものであるときは床面積が40㎡以上という要件について、令和7年12月31日までに建築確認を受けたものにも適用する(予定)

※ 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)制度との並び

(2) 財形持家転貸融資

■ 子育て勤労者・中小企業勤労者への金利優遇措置の延長

・ 令和7年3月末までの措置であったところ、令和8年3月末までの1年間延長(予定)

財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢 の見直しについて

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

勤労者財産形成貯蓄制度の見直しの検討について

1 要望の経緯

- 勤労者財産形成貯蓄制度は、事業主が勤労者の給与から天引きする方法により勤労者が貯蓄を行う制度。
(令和5年度の財形貯蓄の契約件数は約600万件、貯蓄残高は約14兆円)
- 財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄については、昭和57年・昭和63年に利子非課税として制度が創設された。
- 人生100年時代においてライフコースが多様化していることや、就労機会確保の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、勤労者が各自の多様な退職年齢に応じて計画的に財産形成を行うことができるよう、財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の見直しについて検討が必要になっている。

〈参考〉

「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和6年3月15日閣議決定）において、財形制度について「政府としても後押しし、**資産形成を始める際の重要な選択肢になっており、多くの勤労者が利用できるようにすることが重要**」とされるとともに、財形制度も含む資産形成に資する制度について「**高齢期の就労の拡大・長期化や、今後の経済・社会情勢の変化等を踏まえつつ、引き続き、必要な制度の整備や改善等に向けた検討を進めていくことが重要**」とされている。

2 令和7年度税制改正要望と今後の対応について

- 上記を踏まえ、財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の加入開始可能年齢の見直し（55歳未満→65歳未満）について検討を行い、その結果等を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずることを、令和7年度税制改正要望として提出。
- 非課税措置の管理のための実務上の課題があることなどから、今回の見直しは見送ることとしたが、引き続き見直しを検討していく。

(参考) 財形貯蓄における二重契約等の課題について

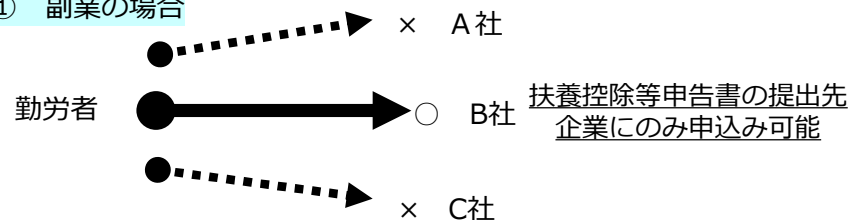
- 財形年金・財形住宅は、1人1契約、元利合計550万円を上限に利子等が非課税となる税制優遇措置が講じられている。
- 財形年金・財形住宅の加入開始可能年齢を現行（55歳未満）から引き上げた場合、財形年金の「据置期間」や「払出期間」中の転職時に、「二重契約」や「限度額超えの財形の非課税措置の適用」が可能となる。
- このため、二重契約等を防止する仕組み（非課税枠の管理）が必要。

※財形年金・財形住宅は1人1契約のみ(財形法第6条第3項及び第5項)

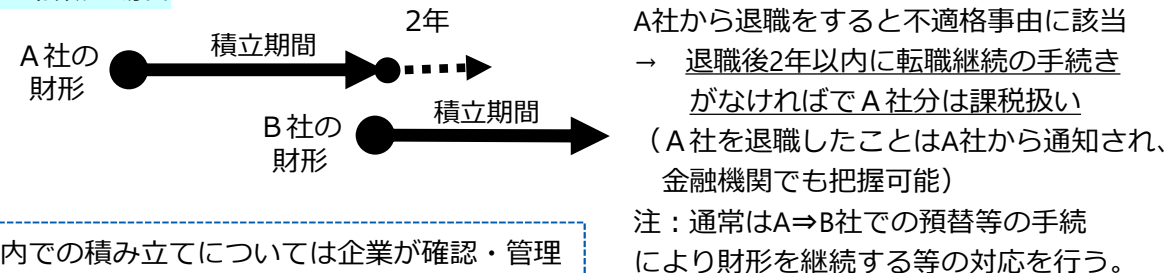
※財形加入時に提出する申告書は税務署ではなく、各金融機関で保管。各金融機関では他の金融機関の情報が確認できない。

現行の二重契約防止の仕組み

① 副業の場合

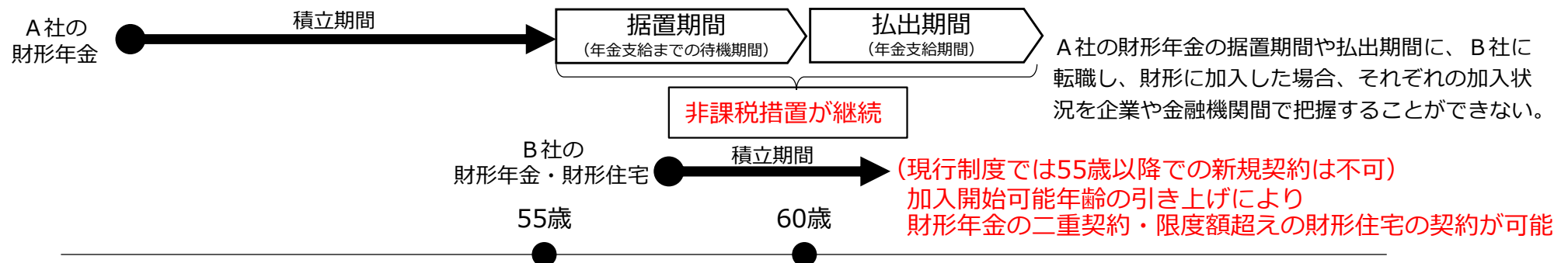


② 転職の場合



同一企業内での1人1契約や限度枠内での積み立てについては企業が確認・管理

加入開始可能年齢を55歳以降に引き上げた場合



【参考】財形年金における据置期間について

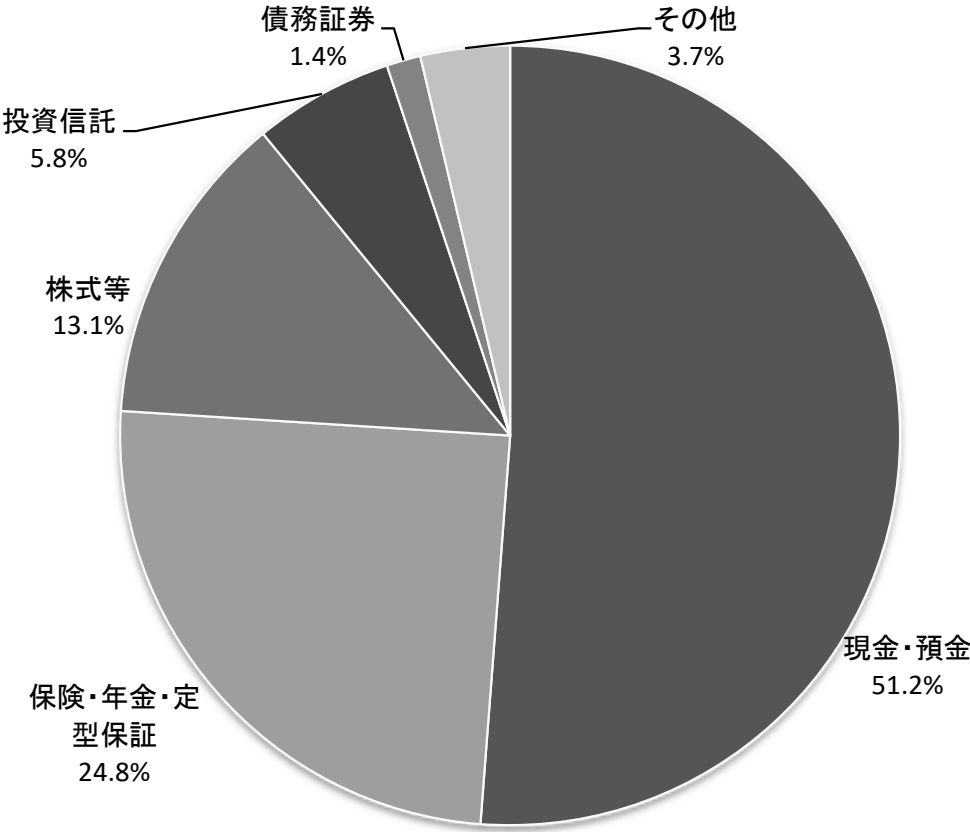
- ・ 最後の預入等の日の翌日から年金支払開始日の前日までの期間のこと（55歳以降、最大5年間）
- ・ 60歳定年制が主流となっても、定年前に退職を求められる勤労者も存在したことから、それらを救済（非課税措置を適用）する仕組み
- ・ 当該「据置期間」及び60歳以降に設定できる「払出期間」は、積立を行わないが、非課税措置が継続する期間であり、「退職後2年で課税扱い」の措置が適用されない

参考 1 : 勤労者の財産形成を取り巻く状況等

5－1．勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○近年、金融商品の多様化が進む中、国民が有する金融資産額の5割超を現金・預金が占めている。

○我が国の家計が保有する金融資産



家計が保有する金融資産の構成

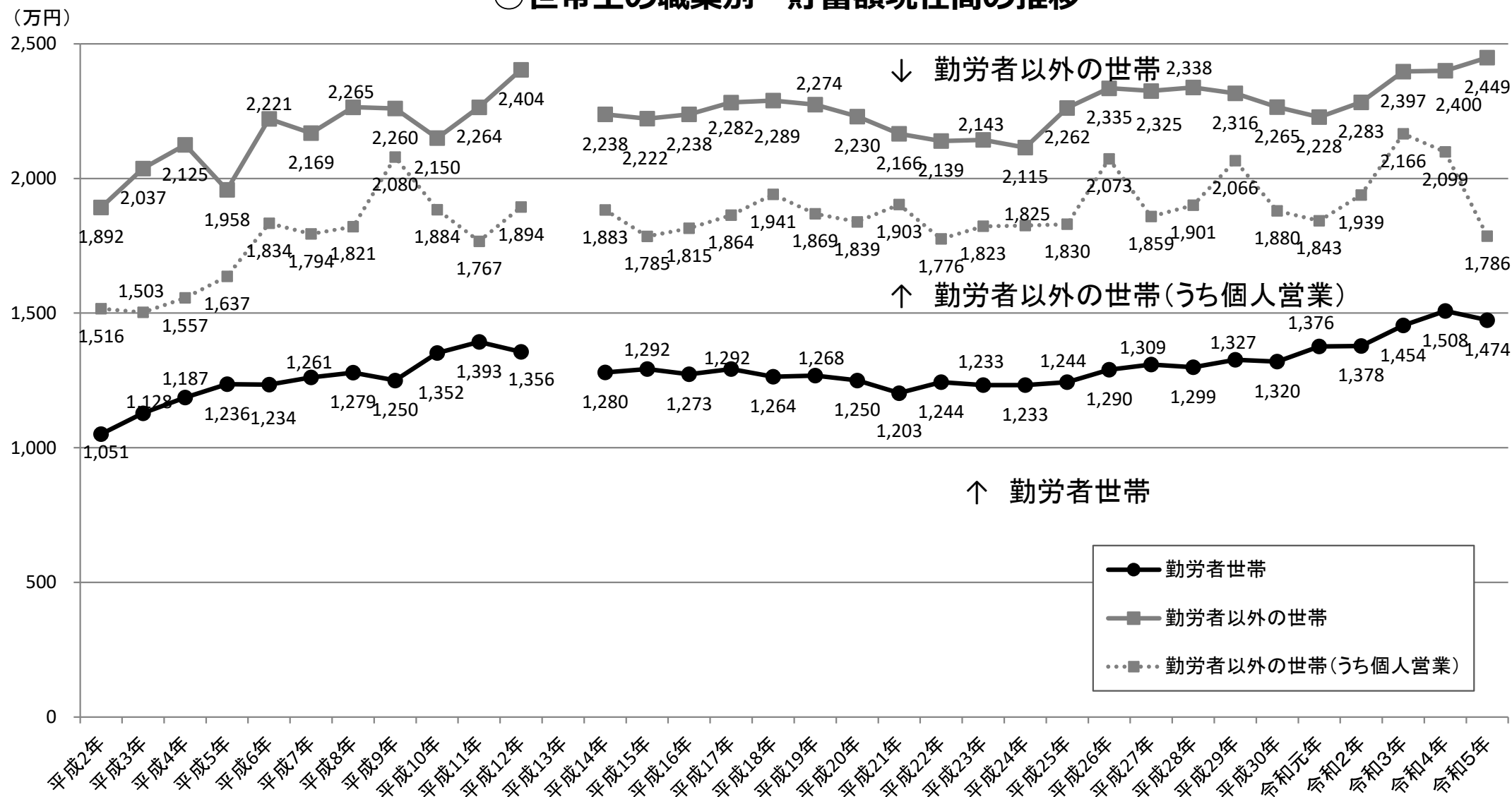
令和6年9月末	残高(兆円)	構成比(%)
金融資産計	2,179	100.0%
現金・預金	1,116	51.2%
保険・年金・定型保証	540	24.8%
株式等	285	13.1%
投資信託	125	5.8%
債務証券	31	1.4%
その他	82	3.7%

資料：日本銀行「資金循環統計」

5-2. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○勤労者世帯の家計における貯蓄額については、勤労者以外の世帯との差が存在している。

○世帯主の職業別・貯蓄額現在高の推移



資料:総務省統計局「家計調査」(平成12年以前については総務省統計局「貯蓄動向調査」)

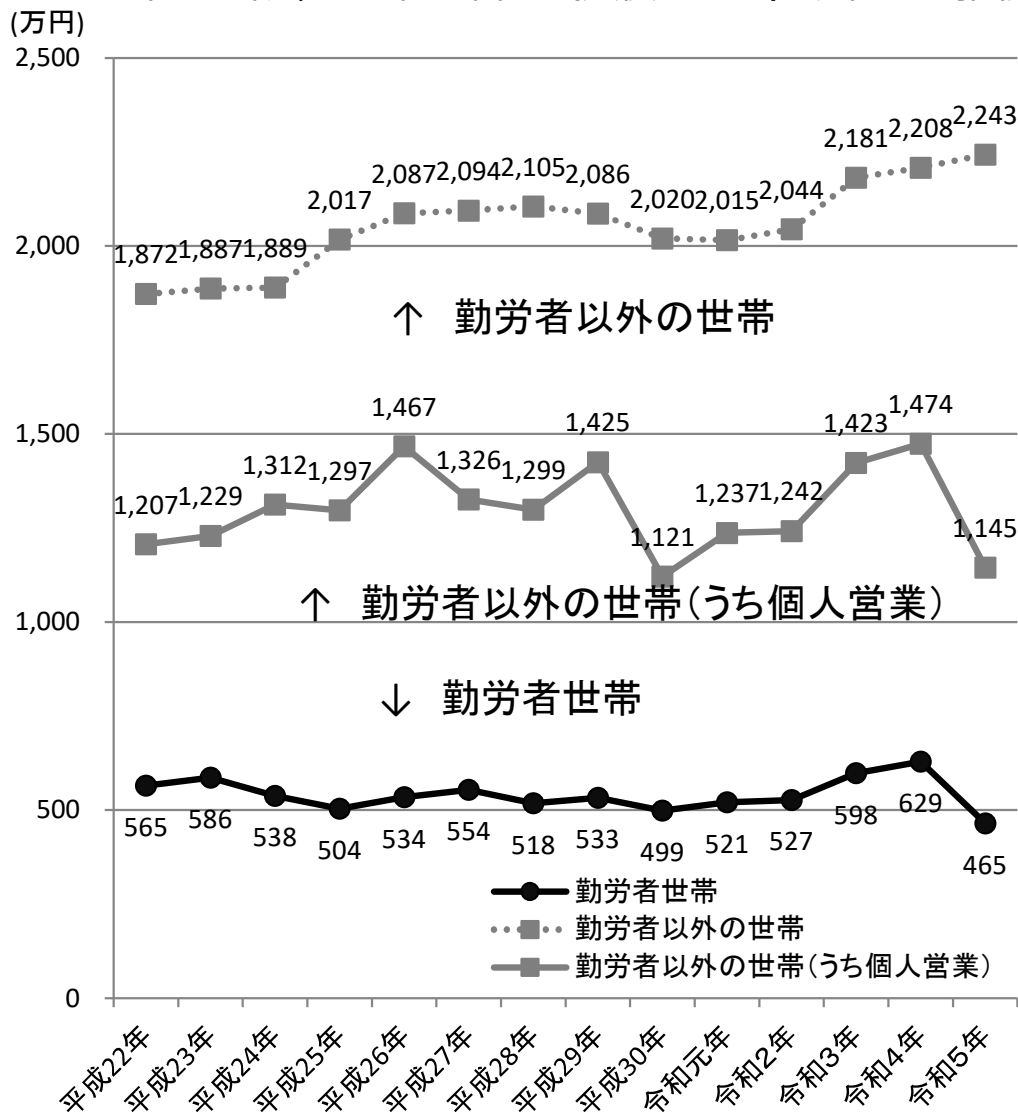
※「貯蓄動向調査」は平成12年で調査終了しているため、「家計調査」での調査開始前の平成13年については、データが存在しない。

5-3. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○勤労者世帯の純貯蓄額（貯蓄-負債）についても、勤労者以外の世帯と開きがある。

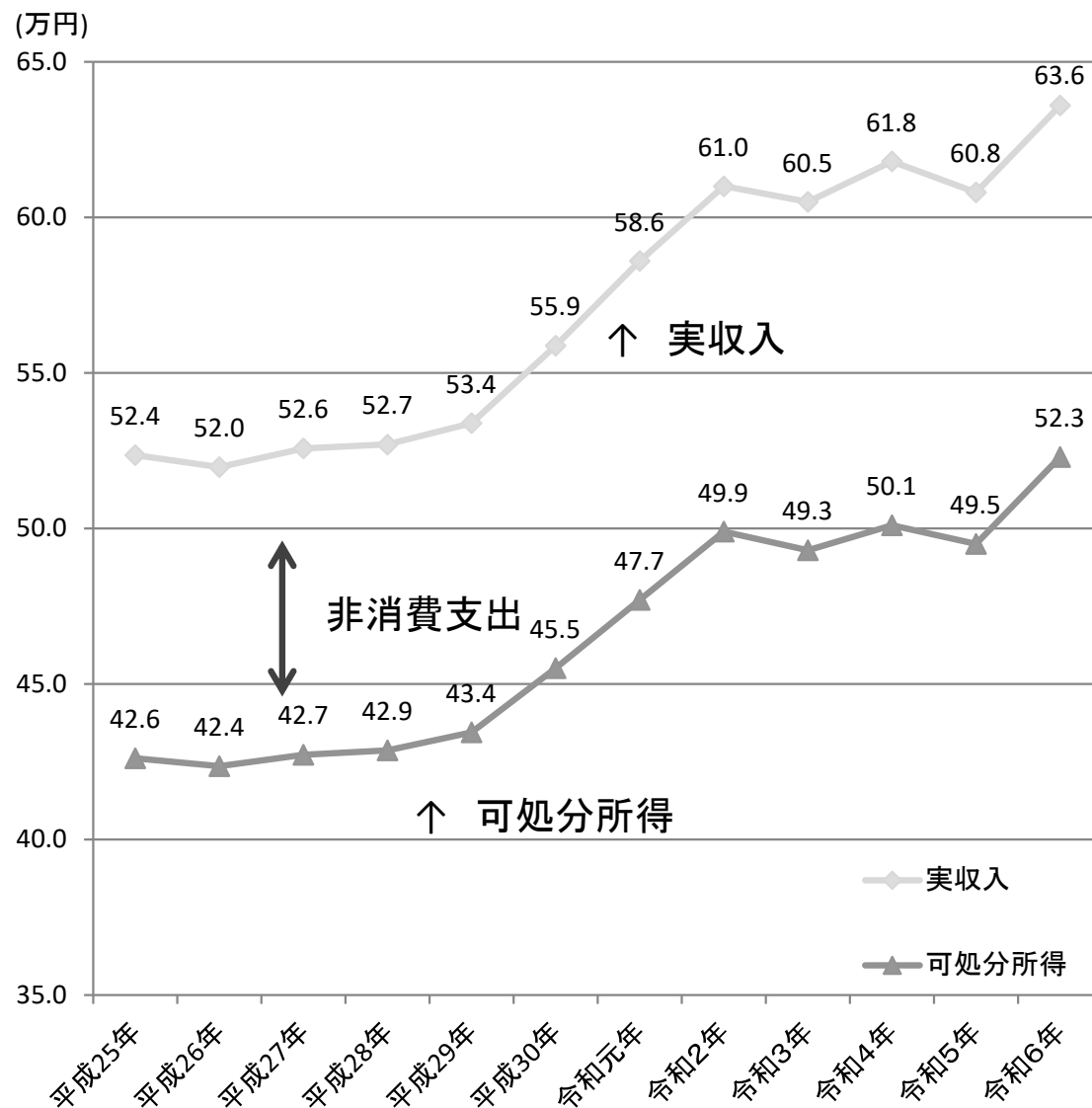
○勤労者世帯の家計において、可処分所得は近年は概ね増加している。

○世帯主の職業別・純貯蓄額（負債を除く）現在高の推移



資料:総務省統計局「家計調査」

○勤労者世帯の1ヶ月の実収入及び可処分所得額の推移

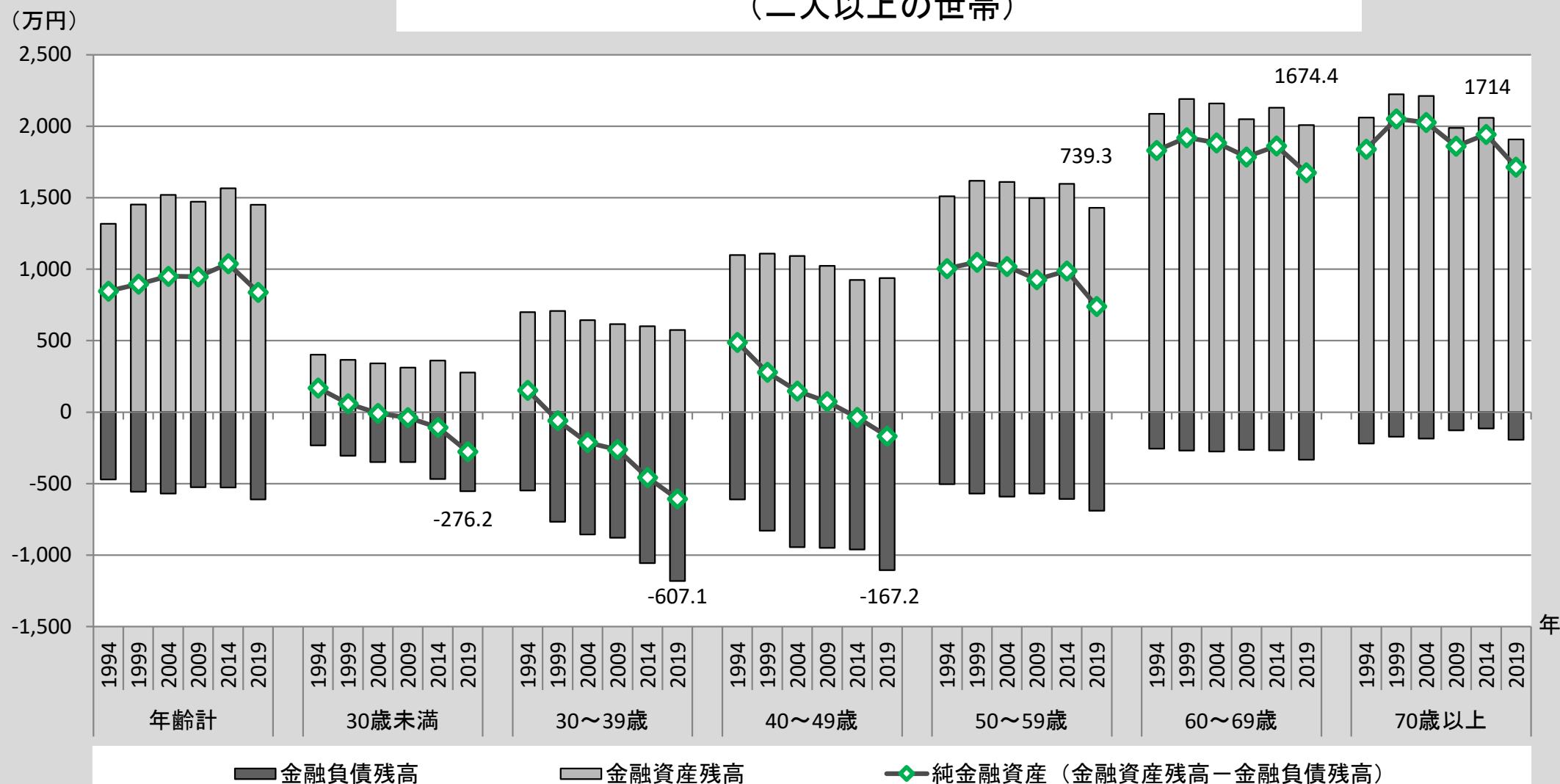


資料:総務省統計局「家計調査」

5-4. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○二人以上の世帯では、30～49歳世代では、金融負債残高が増加しており、純金融資産の減少が顕著。
金融資産（預貯金、保険、株式等の有価証券等）残高は、全世代で僅かに減少。

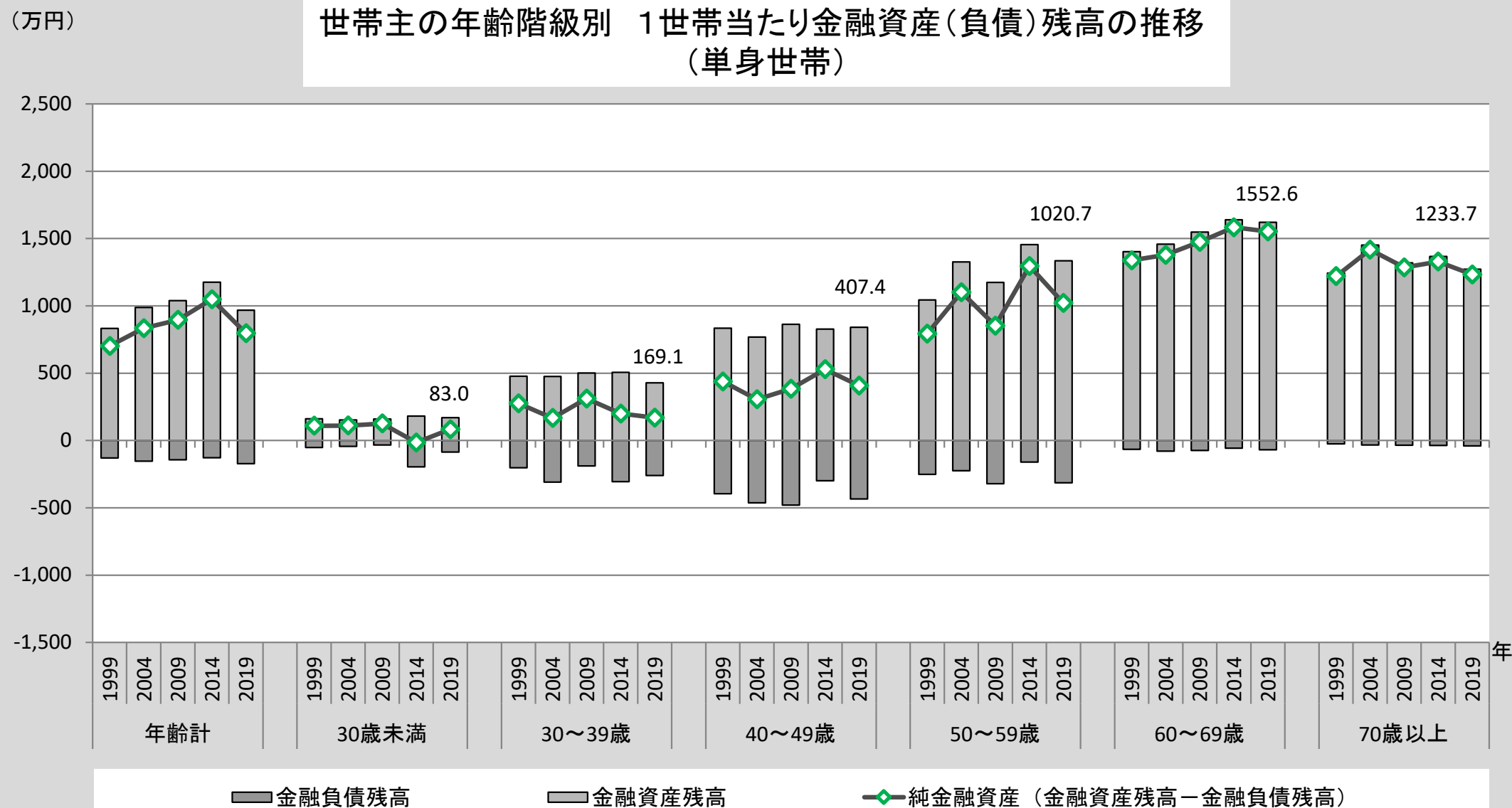
世帯主の年齢階級別 1世帯当たり金融資産（負債）残高の推移
（二人以上の世帯）



資料：総務省統計局「全国家計構造調査」

5-5. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○単身世帯では、30～49歳世代の金融負債残高の増加がみられず、純金融資産は横ばい。
金融資産残高の推移をみると、40歳代以下は横ばいであるが、50～60歳代は増加傾向が見られる。

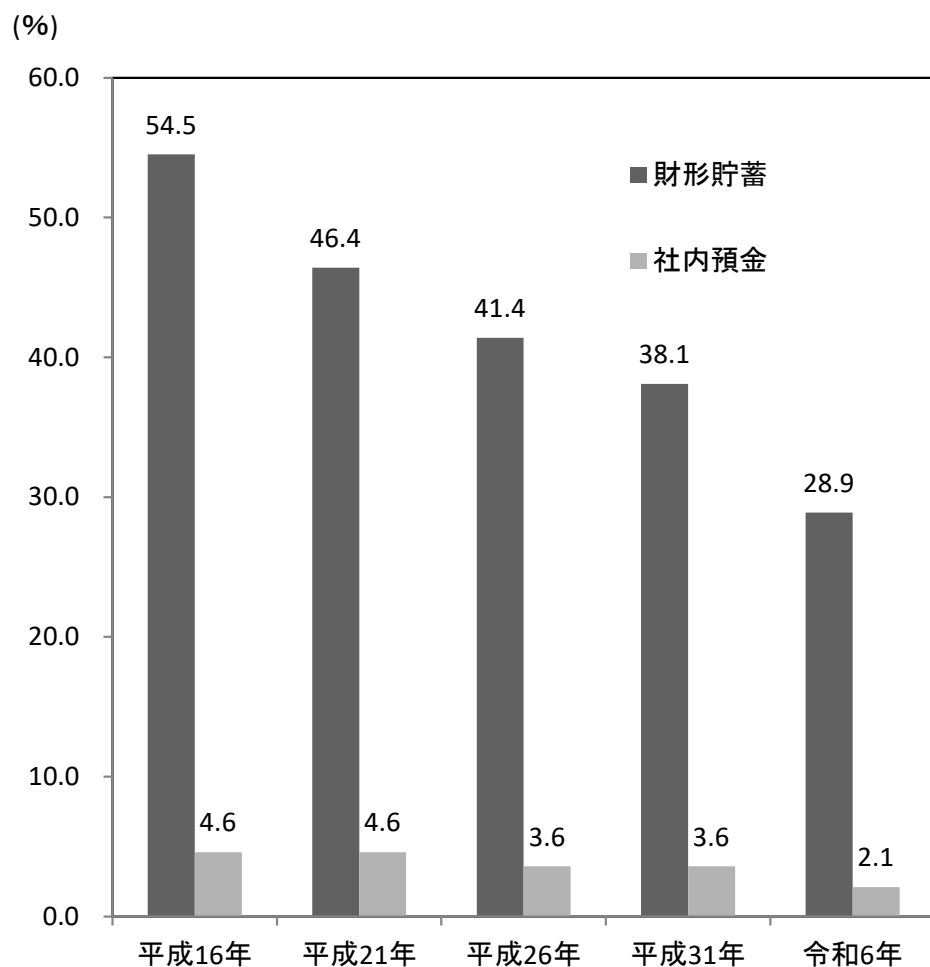


資料:総務省統計局「全国家計構造調査」

5-6. 財形貯蓄制度をめぐる状況について

○財形貯蓄制度の導入割合は年々減少している。
社内預金制度も同様に減少しており、企業の貯蓄制度は減少傾向にある。

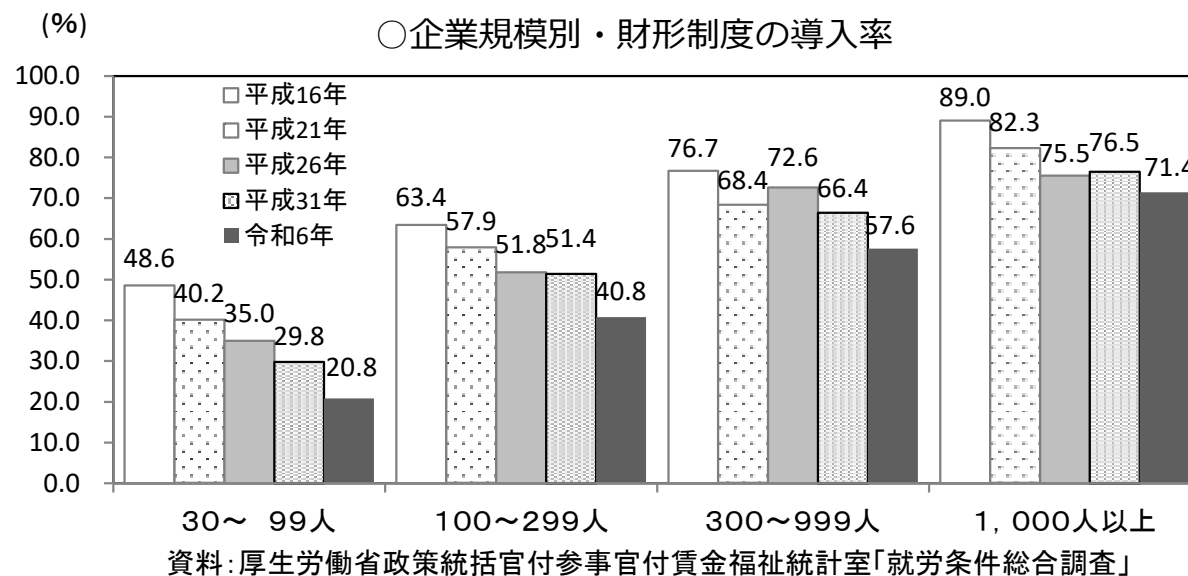
○貯蓄制度の事業所導入割合の推移



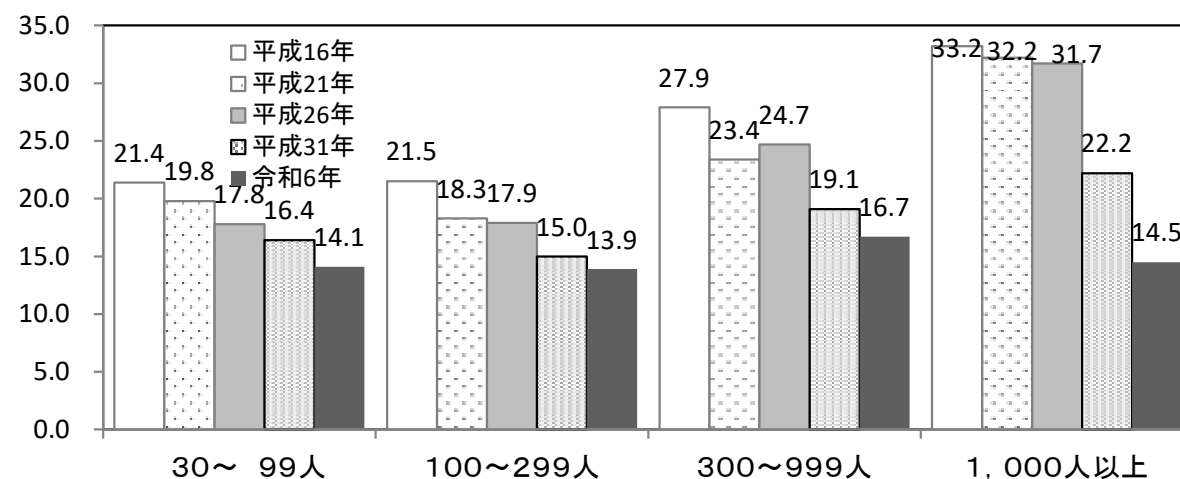
資料：厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室「就労条件総合調査」
※この調査は事業所規模30人以上の事業所に調査したものである。

○財形貯蓄制度の導入割合は企業規模が小さいほど低い。
制度のある企業における契約労働者割合は、企業規模を問わず、15%程度となっている。

○企業規模別・財形制度の導入率



○企業規模別・一般財形契約労働者割合



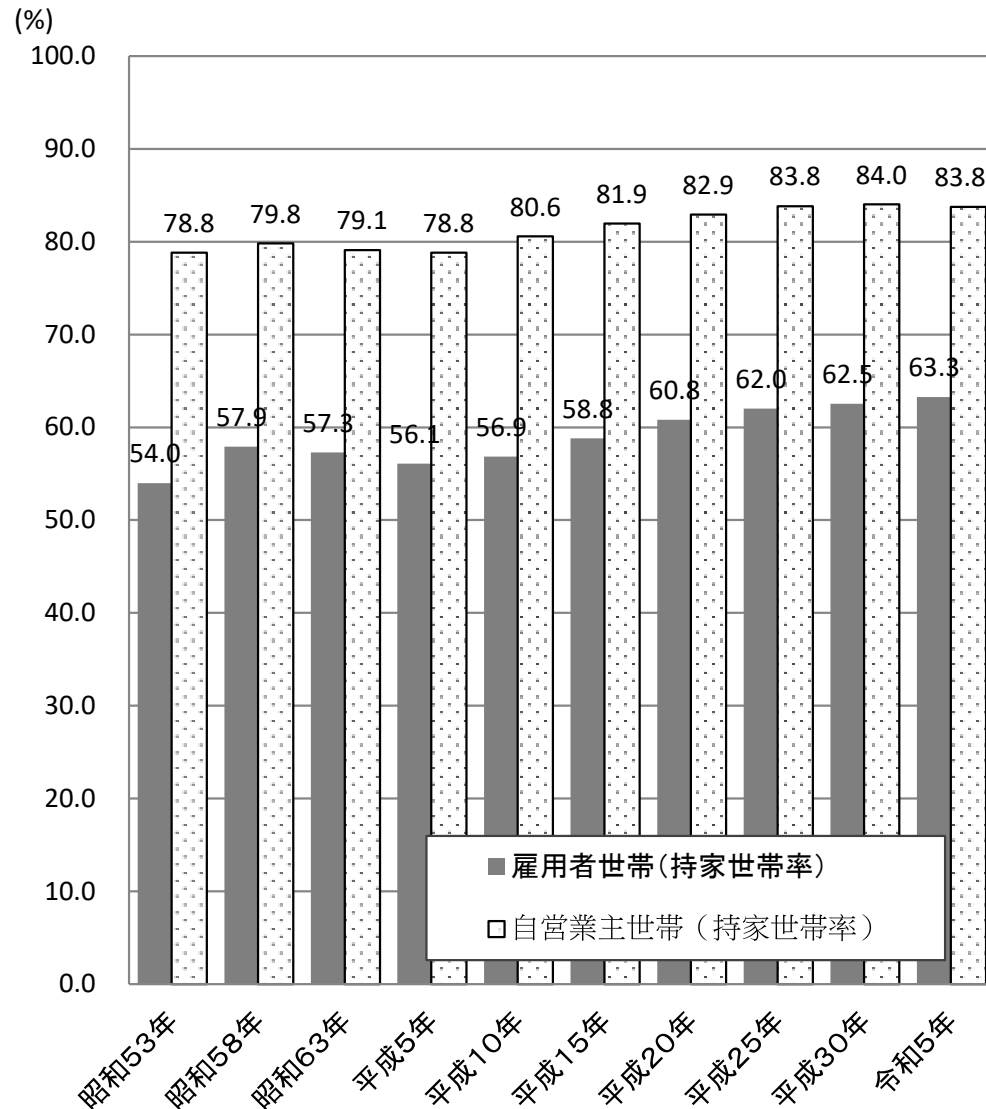
資料：厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室「就労条件総合調査」

6-1. 勤労者の持家をめぐる状況について

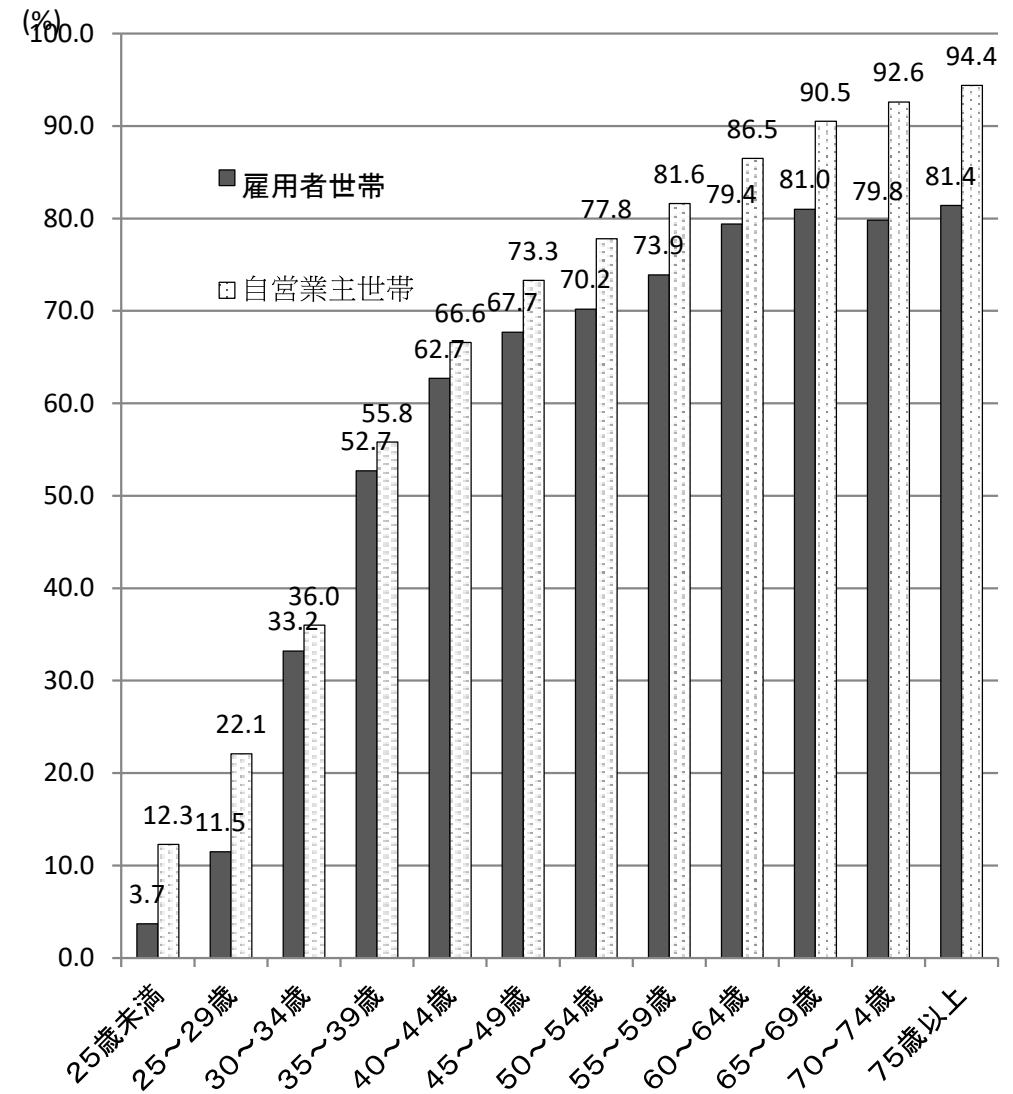
○雇用者世帯の持家率については、自営業主世帯との差が依然として存在している。

○年齢別に比較しても、雇用者世帯と自営業主世帯の持家率には差が存在している。

○雇用者世帯及び自営業主世帯の持家率の推移



○雇用者世帯及び自営業主世帯の持家率（年齢別）

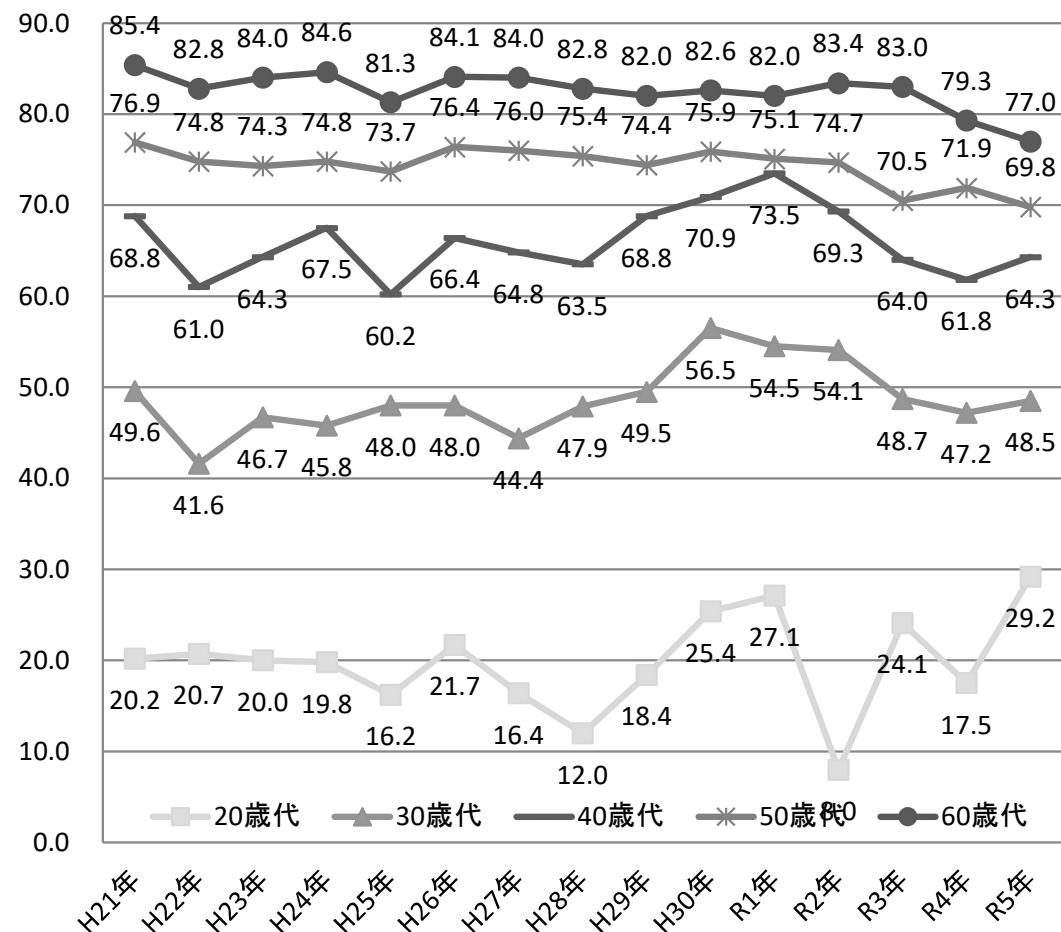


6-2. 勤労者の持家をめぐる状況について

○20代世帯の約3割、30代世帯の約5割が持家である。

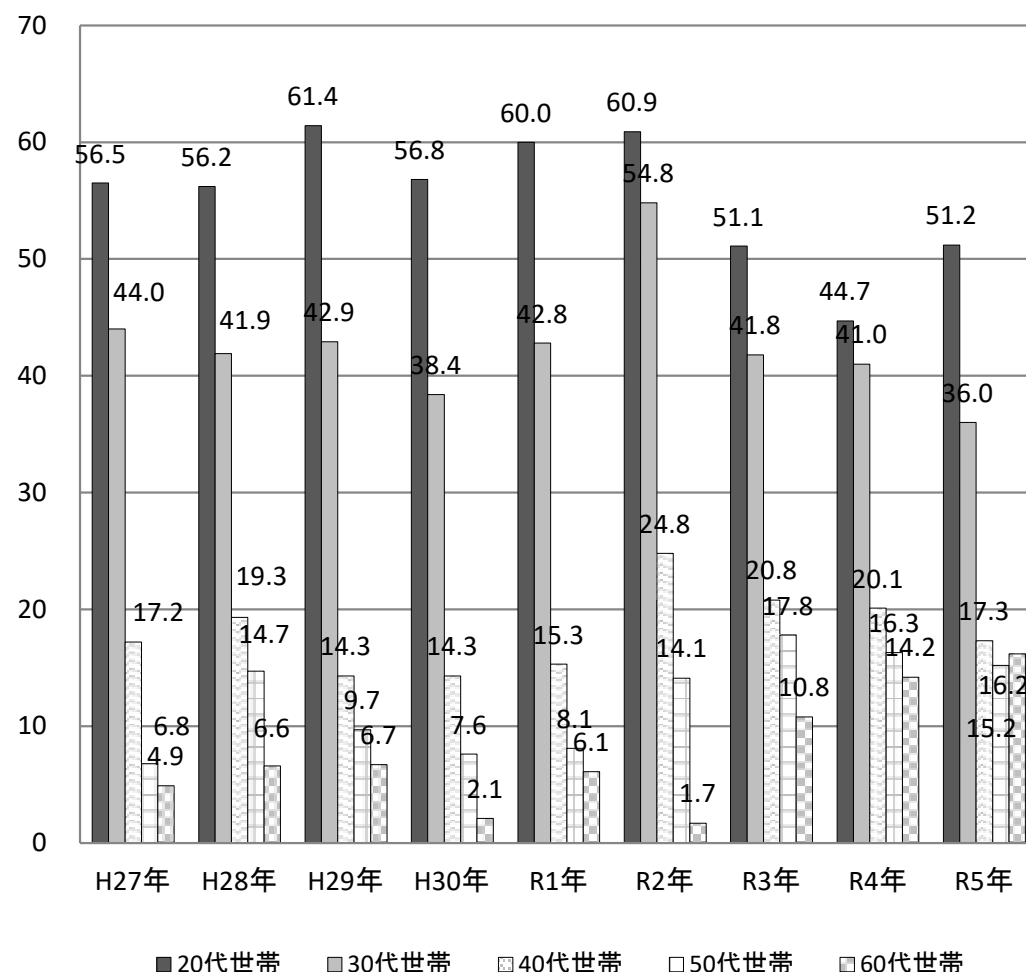
○持家でない世帯のうち20歳代の約5割、30歳代の約4割が今後10年以内の持家取得を予定している。

○持家世帯が占める割合



資料:金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯調査]」

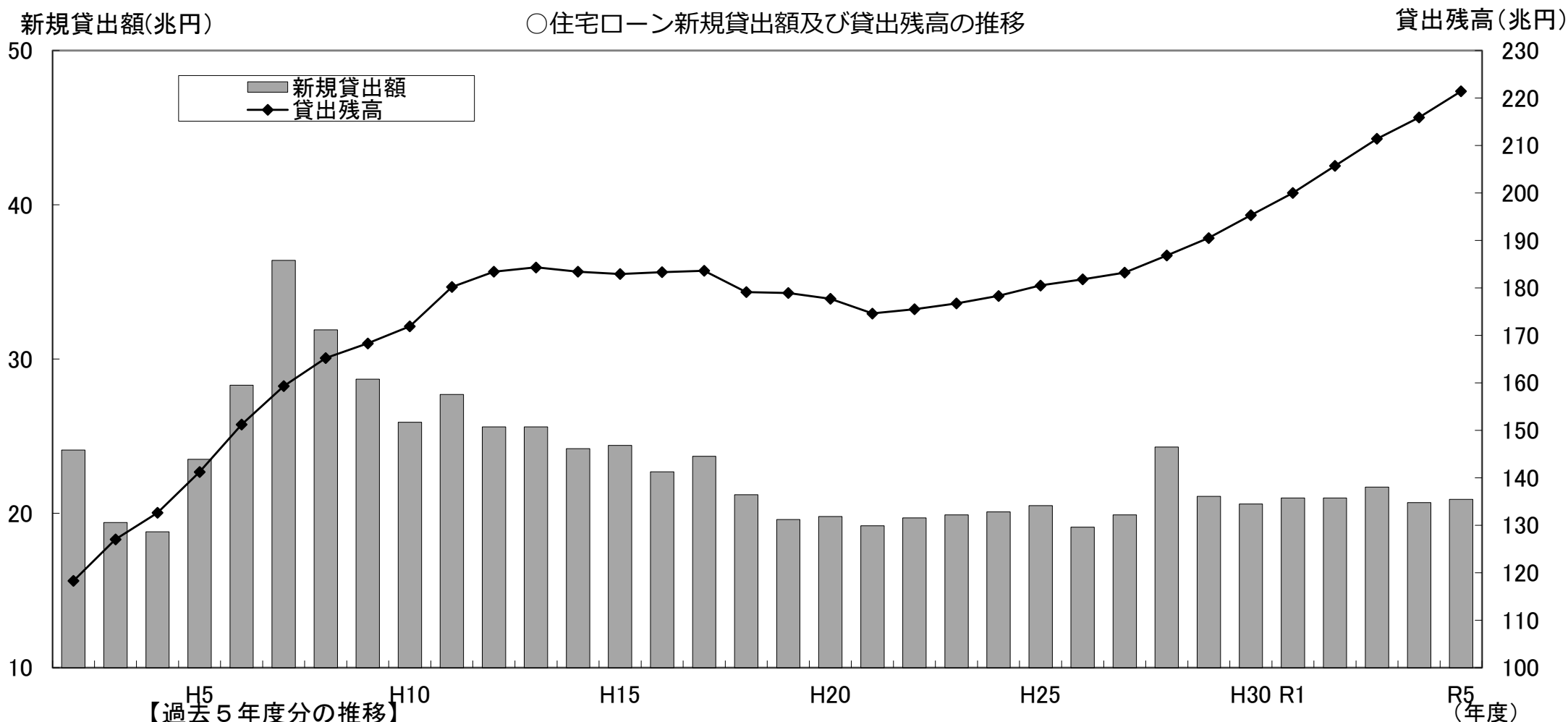
○持家のない世帯の世代別住宅取得予定割合



資料:金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯調査]」

6-3. 勤労者の持家をめぐる状況について

○住宅ローン新規貸出額は、平成7年度をピークに漸減傾向となっていたところ、近年は20兆円前後で推移している。



年 度	新規貸出額 (兆円)	貸出残高 (兆円)
令和 元 年度	21.0	200.0
令和 2 年度	21.0	205.7
令和 3 年度	21.7	211.4
令和 4 年度	20.7	215.9
令和 5 年度	20.9	221.4

資料：(独)住宅金融支援機構「業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移」

参考 2 : 勤労者財産形成促進制度について

1. 勤労者財産形成貯蓄制度の概要

○勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）制度は、勤労者（財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄は55歳未満）が財形貯蓄取扱機関と契約を締結し、事業主が勤労者に代わって賃金から天引き預金する方法により貯蓄を行う制度。財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、その利子等について税制上の優遇措置が講じられている。

勤労者財産形成貯蓄制度

（財形貯蓄取扱機関：
銀行、証券、生保、損保等）

財形貯蓄の種類

預貯金（定期預金等）、合同運用信託（金銭、貸付）、有価証券（公社債、証券投資信託の受益証券、金融債、株式投資信託）、生命保険、損害保険等

一般財形貯蓄(S46.6～)

※年齢要件なし

○目的自由

●利子等は課税

契約数420万件、貯蓄残高10兆5,174億円（R6.3末）

財形年金貯蓄(S57.10～)

※貯蓄開始は55歳未満

○年金として受取（満60歳以上）

○定額型・逓増型・前厚型から受取方法を選択

●財形住宅と合わせて550万円（生命保険等の場合は385万円）まで利子非課税

契約数133万件、貯蓄残高2兆5,724億円（R6.3末）

財形住宅貯蓄(S63.4～)

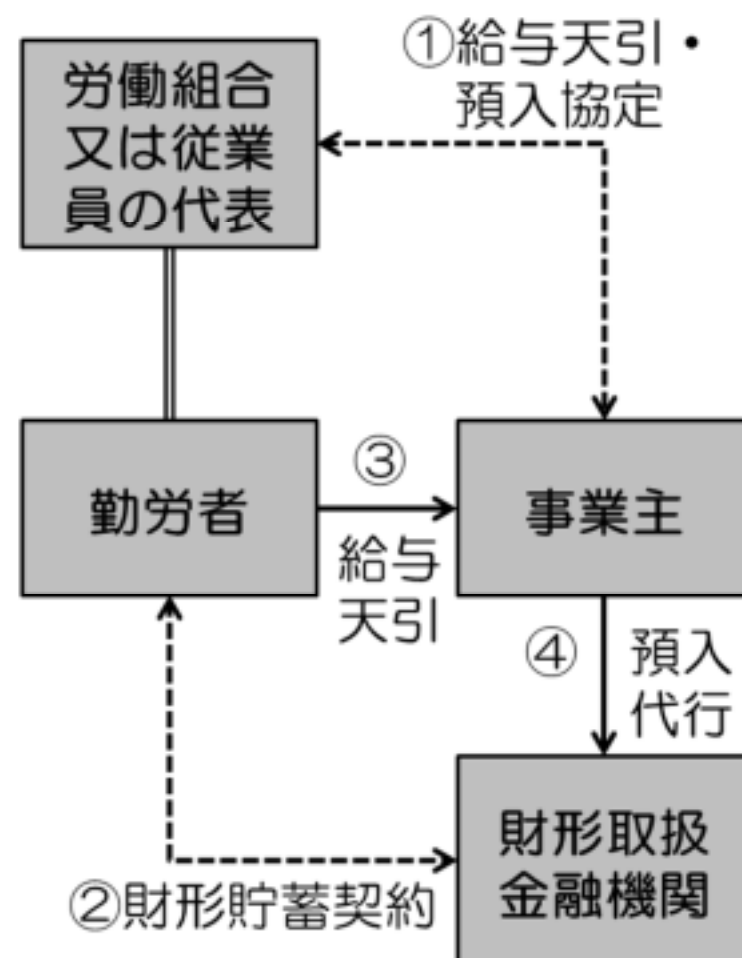
※貯蓄開始は55歳未満

○住宅の取得・増改築等の費用に充当

●財形年金と合わせて550万円まで利子非課税

契約数46万件、貯蓄残高1兆1,975億円（R6.3末）

【財形貯蓄制度の仕組み】



2. 財形持家融資制度の概要

○財形持家融資制度は、財形貯蓄を利用している勤労者に対し、保有する財形貯蓄残高の10倍（上限4,000万円）の範囲内で、事業主を通じて（転貸融資）又は直接に（直接融資）、住宅を建設・購入又は改良するために必要な資金を融資する制度。

財形融資制度(S52.4～)

(独)勤労者退職金共済機構等が債券の発行及び借入金により、財形貯蓄取扱金融機関から資金を調達（財形貯蓄総残高の1/3を限度）して融資

○財形貯蓄を1年以上継続し、50万円以上の残高を保有している勤労者に対し、持家の取得等の資金を融資

○融資方法は、以下の3点

① (独)勤労者退職金共済機構が事業主等を通じて行う転貸融資

② 公務員に対してその共済組合が行う直接融資

③ 転貸融資制度がない等の場合に (独)住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫が行う直接融資

○限度額… 貯蓄残高の10倍（最大4,000万円）

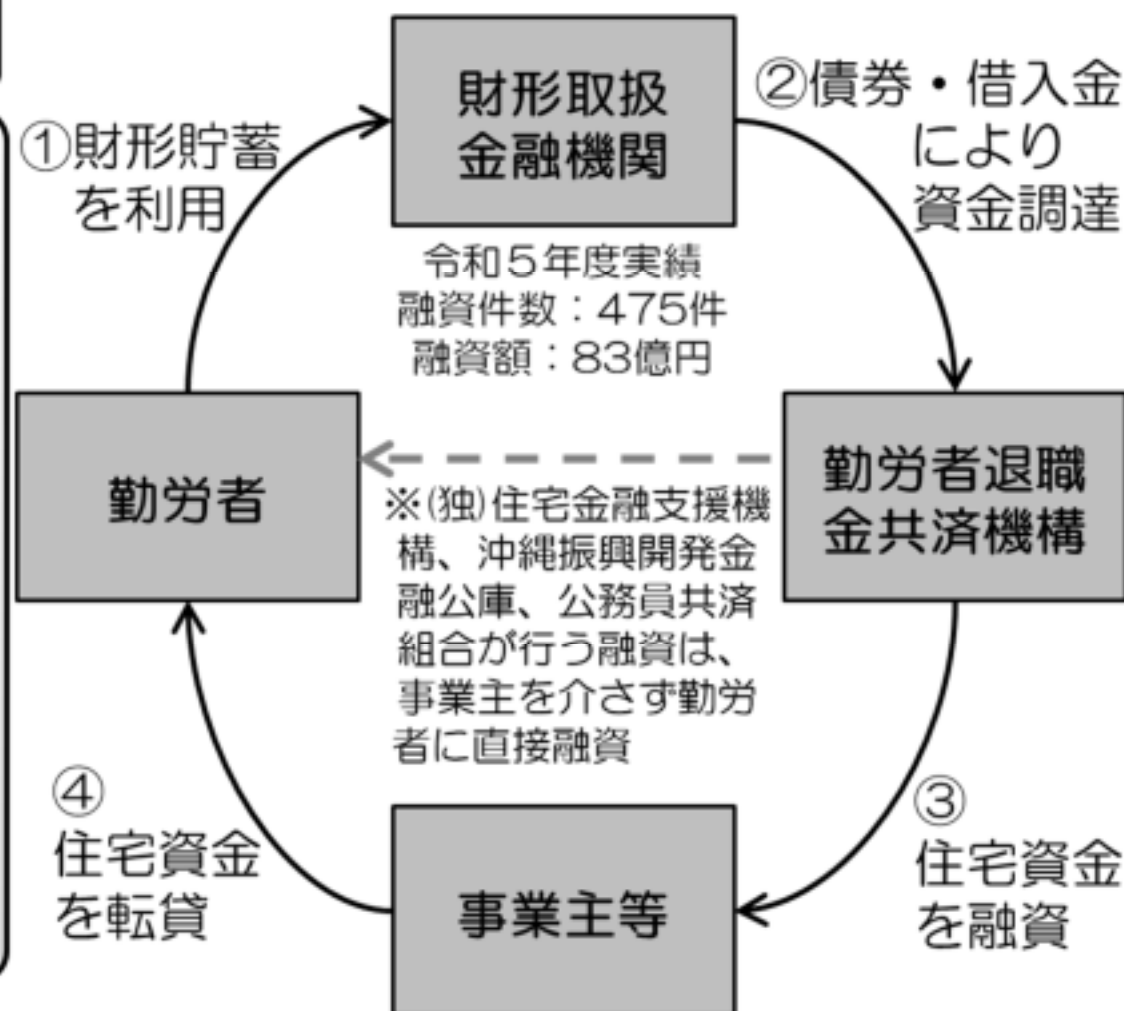
○貸付金利（5年間固定、令和7年1月1日現在）

※ 団体信用生命保険料は含まれていない

・ 勤労者退職金共済機構の転貸融資
…年1.38%

○償還期間… 35年以内

【財形融資制度の仕組み】



2-2. 財形持家融資制度の概要

○財形持家融資制度の特例措置等

特例措置

■子育て勤労者向け金利優遇措置（平成27年7月1日～令和8年3月31日（予定））

⇒18歳以下の子等※を扶養している勤労者を対象に、当初5年間通常金利より0.2%引き下げる措置

※ 勤労者の三親等内の親族（勤労者の配偶者の三親等内の親族を含む。）

■中小企業勤労者向け金利優遇措置（平成26年4月1日～令和8年3月31日（予定））

⇒中小企業※の勤労者を対象に、当初5年間通常金利より0.2%引き下げる措置

※ 従業員規模が300人以下

特例措置（自然災害） ※従前は、自然災害の都度、特例措置の適用の有無を検討してきたが、近年の自然災害の頻発を受けて恒久化したもの。

■財形持家融資を返済中の被災勤労者向け返済方法の変更措置（平成29年4月26日～）

⇒自然災害にり災した財形持家融資を返済中の方を対象に、り災割合に応じて返済期間の延長等を行う措置

り災割合	払込の据置 又は返済期間の延長期間	据置期間中の 利率の引下げ
30%未満	1年	0.5%
30%以上60%未満	2年	1.0%
60%以上	3年	1.5%

■自然災害により住宅等に被害を受け、新たに財形融資を受ける勤労者向け貸付金利引下げ措置（平成30年4月～）

⇒自然災害で住宅に被害を受けた勤労者※が、住宅の取得等のため新たに財形融資を受ける際、一定期間、通常金利より0.2%引き下げる措置

※ 財形持家融資の条件を満たし、り災証明書の交付を受けた者

○ 自然災害により住宅に被害を受けた場合（当初5年間）

・申込期限：り災日から2年間

○ 指定災害（激甚災害の指定等を受けた災害）の場合（当初10年間）

・申込期限：り災日から5年間 ・その他：「消費貸借に関する契約書」について、印紙税が非課税となる。

さらに、被災した勤労者が必要な額を低利に借りられるよう、以下の特例的な取扱いを措置。

① 融資限度額を、「『財形貯蓄残高の10倍相当額』又は『最大で所要額の99%（通常は90%）』のいずれか低い額」に引き上げる

② 自然災害の被害を受けたことによる金利引下げと、他の金利引下げ特例措置との併用を可能とする

2-3. 財形持家融資制度の概要

特例措置（東日本大震災）

■東日本大震災の被災勤労者向けの措置

⇒財形持家融資を返済中の勤労者（貸付条件の変更）（平成23年3月17日～実施中）

返済が困難となった方を対象に、り災の程度によって、最長5年間、元金の返済を猶予する（返済猶予期間中は貸付利率を引き下げる）等の貸付条件の変更を行う措置

貸付条件の変更内容

罹災割合	払込の据置期間又は 償還期間の延長期間	据置期間中の 利率の引下げ
30%未満	1年	0.5%引き下げた金利又は 1.5%のいずれか低い方
30%以上60%未満	3年	1.0%引き下げた金利又は 1.0%のいずれか低い方
60%以上	5年	1.5%引き下げた金利又は 0.5%のいずれか低い方

貸付条件変更の実績

年度	件数
平成23年度	13件
25年度	1件
令和3年度	1件

⇒新たに住宅の建設等をする勤労者（平成23年7月8日～令和8年3月31日）

財形持家融資の条件を満たし、住宅の倒壊等の被害を受けた勤労者に対して、一定の金額については、当初5年間は金利0%で、6年目から10年目までは通常金利より原則0.53%引き下げる措置。

東日本大震災 特例貸付実施状況（融資実行ベース）

貸付決定 年度	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
貸付件数	20件	33件	23件	12件	10件	9件	10件	7件	5件	1件	2件	1件	2件	135件